

# 県民共済多目的スペース利用規約

(八乙女プラザ・県民共済ビル本館・県南サービスセンター・石巻サービスセンター・県北サービスセンター・県北プラザ)

## 1. 使用の前に

- ① 事前打ち合わせ  
御使用になる方は、催事を円滑に行う為に、1ヶ月前までに必要な事項について担当職員と打ち合わせを行い、プログラム、レイアウト等を当方が準備する申込書に記入し提出してください。
- ② 使用者は必ず会場責任者をおいてください。
- ③ 入場者の整理、案内、警備等に必要な人員は使用者側で配置して下さい。
- ④ 万が一の災害に備えて、使用者は非常口や誘導方法などを事前に入場者に周知して下さい。
- ⑤ 大道具、照明機材等を搬入される場合には、打ち合わせの段階で御相談下さい。
- ⑥ 駐車場は台数に限りがありますので予め、御了承下さい。搬入車両等がある場合は事前に御相談下さい。

## 2. 利用当日

- ① 御利用になる方は、申込申請書を担当者に提示したうえで利用を開始して下さい。
- ② 準備から撤収まで時間内に全て終了する様にして下さい。
- ③ ホール内の机、イス等の配置は自由に変えても結構ですが、撤収時には現状復帰して下さい。
- ④ 使用者の責任において、入場者の出入りを確認して下さい。盗難、紛失等については当方では責任を負いかねます。
- ⑤ 申込時と異なる催事が行われた場合は、使用違反として施設の使用を禁止します。
- ⑥ 館内は禁煙、火気厳禁です。飲食等については事前に御相談下さい。

### 3. 会場利用制限

※ 下記に示す違反が有った場合は利用停止の処置をとる場合があります。  
この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても当方は責任を負いません。

- ① 許可なく第三者に会場の利用権を転貸した場合。
- ② 管理上または風紀上好ましくないと認められた場合。
- ③ 許可なく会場内で作業や催事行為（撮影、掲示、印刷物の配布、募金行為、宗教活動、政治活動、販売行為、各種勧誘等）した場合。
- ④ 商品を不特定の消費者に直接販売する目的で利用する場合。
- ⑤ 暴力的不法行為、反社会的行為、及びそれらの活動、業務内容が不明確な団体が主催、共済及び後援等を行うとき、またはこれらの団体の利益になると判断した場合。
- ⑥ 危険物の持込、または危険物の持込による人身事故、建物、施設、備品等を破損、汚損、紛失した場合。
- ⑦ その他、施設の管理運営上、支障があると判断された場合。
- ⑧ 会場使用後は現状復帰をし、ごみ等は各自で持ち帰って下さい。

### 4. 免責及び損害賠償

- ① 会場（駐車場含む）ご利用中の展示物及びご利用者、参加者の持ち込み品等の盗難破損事故及び人身事故については、原因を問わず当組合は一切の責任を負いません。
- ② 会場内外の建造物、設備、什器、貸出備品等を破損、紛失させた場合にはその損害について全額賠償請求いたします。
- ③ 天変地異、関係各省庁からの指導、その他県民共済の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。